

市政かわら版

号外

発行者 地域政党日本新生 代表 天野 市栄
事務所 阿賀野市中島町一番四号 ユーチビル一階
連絡先 ☎ (fax) 0250-62-0640

市から補助金をもらっている土地改良区の理事長が田中市長の後援会長をしている。しかも、この後援会（政治団体）に寄附までしている。
これって問題はないの？

先日、田中清善後援会阿賀野清風会会報が市内の各戸に配布されたようであるが、裏表紙を見ると、「田中清善後援会阿賀野清風会後援会創刊にあたり」と題し、阿賀野清風連合会長の松田昭悦氏の挨拶が掲載されていた。（写真左）



松田昭悦氏といえば、阿賀野川土地改良区の理事長である。土地改良区は土地改良法に基づく土地改良事業を施行することを目的として、県知事が認可する公的な法人である。

【土地改良区とは】
土地改良区の事業の経費に充てるため、その地区内にある土地について、その組合員に対して金銭、夫役、現品または加入金を賦課徴収する権限を有し、賦課金等を滞納する者がある場合は、督促状を発送し、督促を受けた者が期限までに完納しない場合は、市町村に対しその徴収を請求することができる。市町村が処分に着手しない場合には、理事は、地方税の滞納処分の例により、都道府県知事の認可を受けて、その処分をすることができる。土地改良区の管理運営については、都道府県知事の監督下にあり、定期的な検査が実施されている。

総代の選挙については、市町村の選挙管理委員会の管理のもとに実施され、役員もしくは総代がその職務に関して賄賂を受受したとき、よって不正の行為をしたときは、公務員と同様に懲役刑が科せられる。このように、土地改良区は極めて公共性の高い法人である。

この阿賀野川土地改良区が平成26年度に阿賀野市から土地改良事業費補助金として約二千万円余りの補助金をもらっている。（写真左）平成26年度も土地改良事業補助金として同土地改良区に約一千万円の補助金交付が予定されている。

※平成 25 年度阿賀野市一般会計決算書より抜粋

382,824	災害手当	372,000
	通勤手当	24,000
376,164	市町村組合事務組合負担金	3,078,206
276,085	職員共済組合負担金	1,772,970
	地方公務員災害補償基金負担金	2,686,181
2,490,119	○ 農地事業費	18,655
	農地購入費	479,958
17	農地改良事業費	11,658
	農地改良事業費	23,900
	農地改良事業費	117,000
	農地改良事業費	3,000
5,800	農地改良事業費	252,000
	農地改良事業費	72,400
415	○ 土地改良事業費	181,965,597
47,133,629	阿賀野川土地改良区補助金	26,921,705
	阿賀野川土地改良区補助金	4,491,000
	阿賀野川土地改良区補助金	15,956,000
	阿賀野川土地改良区補助金	135,240,000
	阿賀野川土地改良区補助金	790,000
	阿賀野川土地改良区補助金	2,250,000
	阿賀野川土地改良区補助金	2,296,592
	○ 農地改良事業費	1,767,085
	農地改良事業費	1,753,500
	農地改良事業費	13,585
	農地改良事業費	150,000
	農地改良事業費	160,000
	○ 農地・水・環境保全向上対策事業費	6,033,879
	農地・水・環境保全向上対策事業費	146,689

また、同土地改良区の理事長である松田昭悦氏は、平成26年に田中市長の後援会阿賀野清風会（政治団体）に8万円の寄附をしていたことが、県選挙管理委員会が公表した平成26年の政治資金収支報告書（要旨）で明らかになった。（写真左）

政治団体 ※県選挙管理委員会が公表した政治資金収支報告書（要旨）

1 収	前年繰越額	0 円
	本年収入額	5,576,741 円
2 支出総額		4,542,050 円
3 本年収入の内訳		
	寄附（内訳別掲）	5,576,741 円
	個人からの寄附	5,576,741 円
	合計	5,576,741 円
4 寄附の内訳		
	個人からの寄附（寄附者の氏名）	
	（金）（額）（住 所）	
	松田昭悦	900,000 円 阿賀野市
	田中清善	1,500,000 円 阿賀野市
	その他	2,156,741 円
	小 計	5,576,741 円

政治資金規正法では、個人が政治団体（政党、政治資金団体を除く）に寄附できる金額は年間100万円以内と制限されている。松田氏が私費で80万円を支出したのであれば問題のない寄附であるが、この寄附が土地改良区の交際費などとして公費から支出されているとすれば問題だ。土地改良法違反にもなるだろうし、土地改良区という公共的団体が政治団体である市長の後援会に寄附したと考えることもできる。規正法では会社、労働組合及びその他の団体が寄附できる相手は、政党・政治資金団体に限られており、その他の政治団体への寄附は禁止されている。田中市長の後援会はその他の政治団体に該当する。

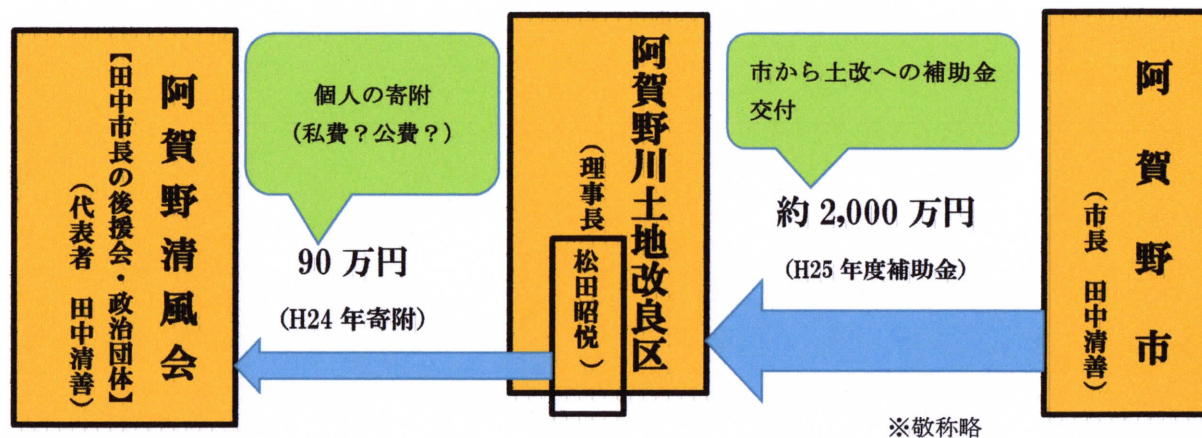


地方からこの国のかたちを変える
地方が変われば国も変わる
まずは地方を変えよう

田中市長の後援会「阿賀野清風会」が県選挙管理委員会に提出した平成25年政治資金収支報告書によると、**市内建設会社の代表取締役三人の個人献金（個人の寄附）**の記載があった。これらの寄附金が私費で出されているのか会社の経費（公費）から出されているのか分からないが、これらの建設会社が平成25年度に阿賀野市から受注した公共工事（入札額ベース）を明らかにする。

まだまだあるぞ。田中市政の「政治とカネ」の実態 その一部を明らかにする。

三者（市、土改、市後援会）間の資金の流れ



市内建設会社代表取締役が田中市長の後援会（政治団体）に寄附した金額（個人献金）と市発注公共工事の入札について、その建設会社が落札した件数と金額（累計件数・金額）

市長経験者だからこそ見える・分かる
田中市政の「不都合な真実」

